

2024年3月

受益者の皆様

DWS インベストメント・エス・エー

「DWSグローバル・ユーティリティ・ボンド・ファンド」
換金(買戻し)代金支払日について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧頂いております「DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、換金時の換金代金のお支払日を、2024年3月30日より下記の通り変更することとなりましたのでご案内申し上げます。なお、当ファンドの運用の基本方針や運用体制には一切の変更はなく、受益者の皆様にお願ひするお手続きはございません。

受益者の皆様におかれましては、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

記

1. 変更内容(目論見書の記載内容)

(下線部は変更箇所を示します)

変更後	変更前
換金(買戻し)代金 原則として日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、日本において買戻請求が行われた日から起算して <u>6営業日目</u> から支払われます	換金(買戻し)代金 原則として日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、日本において買戻請求が行われた日から起算して <u>5営業日目</u> から支払われます。

2. 変更日

2024年3月30日(目論見書の改版時)

以上

当資料は、情報提供を目的としており、特定の投資商品の推奨や投資勧誘を目的としたものではありません。当資料の記載内容は作成時点のものであり、状況によって予告なく変更することがあります。